

最高裁秘書第5717号

令和元年12月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和元年11月1日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ）の違反事例について作成した文書（直近の事例に関するもの）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第 5775 号

令和元年 12 月 13 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（平成 29 年 12 月 18 日高等裁判所長官申合せ）の違反事例について作成した文書（直近の事例に関するもの）

2 苦情の申出がされた日

令和元年 11 月 8 日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和元年度（最情）諮詢第 55 号

(2) 謝問日

令和元年 12 月 9 日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第 5776 号

令和元年 12 月 13 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

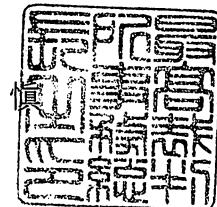
諮問番号 令和元年度（最情） 諮問第 55 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

令和元年12月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ）（以下「本件申合せ」という。）の違反事例について作成した文書（直近の事例に関するもの）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、令和元年11月1日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所が司法行政事務を遂行するにあたって、本件申合せの履践状況を調査、収集する必要はなく、申出に係る文書は作成又は取得していない。よって、原判断は相当である。